

権利侵害に関する

ガイドライン

～なんと！なんぽろチャンネル～

南 幌 町

平成28年6月

1 はじめに

色々な角度から、また、色々な人が「なんぼろ」をPRしていくため、YouTubeで「なんと！なんぼろチャンネル」を開設します。南幌町内の好きな場所、好きな景色、イチオシメニューなどそれぞれが感じる南幌町のいいところを自らが撮影して投稿、審査を経て、町公認映像として動画を公開していくこととしますが、公開（投稿）する動画については、守らなければならない様々なルールがあります。

全ての投稿者が守るべきルールを守り、適切な動画の投稿を行うことで問題は発生しませんが、ルール違反をした動画を公開してしまった場合、他人の権利を侵害する行為になってしまいます。

このような権利侵害行為が発生すると、権利を侵害された被害者（権利者）には様々な損害が発生することになり加害者として法的責任を負うこととなります。

動画を投稿する際には、撮影者一人ひとりがルールをきちんと守ることを意識し、他人の権利を侵害することがないのか、正しい知識に基づいて確認していくことが求められます。

様々な権利についての知識を正しく身に付け「なんと！なんぼろチャンネル」を正しく利用しましょう。

※本ガイドラインは著作権等について専門的な知識をお持ちでない方を対象として作成したものです。最低限知っておいていただきたい事項を簡略かつ平易に解説することを目的としていますので、法令等の記載と異なる表現をしている部分や一部省略して記載している部分があります。あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

2 著作権

著作権とは、人の思想・感情を創作的に表現したものを保護する権利であり、著作権を有する著作権者は自分の著作権の利用についてコントロールする権限を有しています。著作権は著作権法という法律によって保護されており、映像、音楽、絵画、写真、小説など人間が行う様々な表現活動の成果が含まれます。

「なんと！なんぼろチャンネル」に動画を投稿し公開する場合にも、著作権が関係してきます。著作物である映像を公開する場合には、著作権の利用についてコントロールする権限を持っている著作権者による許可が必要になります。したがって、他人が著作権を有する映像を許可なく公開してしまうと、著作権を侵害する行為となってしまいます。著作権を侵害すると、権利を侵害された著作権者に生じた侵害を賠償する責任を負います。動画を投稿する場合は、他人の著作物を許可なく使用していないか、十分に確認をして下さい。

テレビ番組や市販のDVD、CDに含まれている映像・音楽を使用することはもちろん、インターネット上で公開されている映像・音楽・写真などを使用する際にも多くの場合、著作権者の許可を得ることが必要です。プロが作った作品であるとかアマチュアが撮ったビデオ映像であるとかは関係ありません。カラオケでアーティストの楽曲を唄って録音し、映像と組み合わせてアップロードする場合も原則として著作権者の許可が必要となります。したがって、自分で創作したオリジナルのもの以外を使用する場合には、インターネットにアップすることが明示的に許可されている場合を除き、著作権の侵害となる可能性が高いと考えて下さい。

投稿する動画については、様々な権利について意識することが求められますが、その中でも著作権を侵害していないかチェックすることは非常に重要です。著作権を侵害しないように注意して、動画の投稿を行いましょう。

◆チェック項目

- ・アップロードする動画は自分が創作したオリジナルのものですか。
- ・投稿する動画に他人の著作物が含まれている場合、「なんと！なんぼろチャンネル」で公開することについて著作権者の許可を得ていますか。

3 肖像権

肖像権とは、自分の顔や姿を無断で写真・絵画・動画などに写しとられたり、それを展示されたりすることを拒否する権利のことをいいます。

人の顔や姿をその人の承諾なく勝手に撮影することや、撮影した動画などをインターネット上にアップロードすることは、肖像権を侵害する行為になります。映っている顔や姿がその一部であったり、背景として映り込んでいる場合であっても、その動画を見た人が映っている人物を特定できる状況である場合には、肖像権を侵害する動画と判断されます。

自分の知らないところで、顔や姿が撮影された動画などがアップロードされてしまうと、映っている人やその周囲の人が様々な被害を受けることになってしまう可能性があります。動画を撮影する場合には、他人の肖像権を侵害しないように十分に気をつけましょう。

◆チェック項目

- ・動画に映っている人から、動画を撮影することの承諾を得ていますか。
- ・動画に映っている人から、撮影した動画を「なんと！なんぽろチャンネル」で公開することについて承諾を得ていますか。

4 他人のプライバシー・名誉

肖像権と同じく個人のプライバシーに関わる情報（他人に知られたくない個人の私生活に関する情報や住所、名前などの個人情報）についても、他人が許可なく公表したりすることはできません。また、個人の人格や名誉を傷付けてはいけません。

プライバシーに関する情報をその人の承諾なく勝手に公表する行為、その動画を見れば他人のプライバシーが間接的にでも分かってしまうような動画を公開することはプライバシーの侵害にあたります。

また、その動画により、映っている人の人格や名誉を傷つけるような場合にも、権利を侵害する行為となります。

自分の知らないところで、プライバシーに関わる情報が他人に勝手に公表されたり、名誉を傷つけたりするような動画が公開されてしまうと、その人やその周囲が様々な被害を受けることになってしまいます。動画を撮影する場合には、他人のプライバシーや名誉を侵害しないように十分に気をつけましょう。

◆チェック項目

- ・動画の中に、他人のプライバシーに関する情報が含まれていませんか。
- ・動画を見た人が、結果として他人のプライバシーに関する情報を知ることができる内容になっていませんか。
- ・その人の承諾なく、他人のプライバシーに関する情報を公表してしまうような内容になっていませんか
- ・他人の名誉を傷つけてしまうような内容になっていませんか。

5 パブリシティ権

パブリシティ権とは、役者・タレント・歌手・アーティストやスポーツ選手などの著名性のある人物・グループ（以下「著名人等」という。）がその氏名・肖像の利用についてコントロールすることができる権利のことをいいます。

パブリシティ権は、著名人等本人や所属事務所などによって管理されており、他人が許可なく著名人等の氏名や肖像を使用することはできません。例えば、あるタレントの写真を使ったグッズを製造・販売するビジネスを行う場合には、たとえ自分が撮った写真であっても、そのタレント（またはそのタレントの所属事務所）から写真を使うことについて許可をもらうことが必要になります。勝手にタレントの写真を使ってしまった場合には、パブリシティ権の侵害になります。パブリシティ権のほか、著名人等の個人としての肖像権を侵害することも許されません。また、プライバシーを侵害したり、著名人等に関する根拠のないデマを流したり、名誉を傷つける行為も許されません。動画を撮影する場合には、これらの権利を侵害する行為を行わないように十分に気をつけましょう。

◆チェック項目

- ・動画に著名人等が映っていたり、その名前を載せていませんか。
- ・動画に映っている著名人等から、またそのマネジメントを管理している所属事務所から動画を撮影することの承諾を得ていますか。
- ・動画に映っていたり、動画に名前が載せられている著名人等、またそのマネジメント事務所から「なんと！なんぼろチャンネル」で公開することについて承諾を得ていますか。